

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法 65 条の 2、民事執行規則 38 条 7 項、31 条の 2）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となる場合がありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室でお受け取りいただくか、BIT (<https://www.bit.courts.go.jp/>) のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室（079-281-3505）までお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 2 9 日

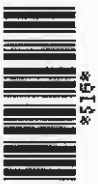
神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 平 山 永 義

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 0 月 1 5 日から 令和 8 年 1 0 月 2 2 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 0 月 2 8 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 神戸地方裁判所姫路支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 1 1 月 1 8 日 午後 1 時 0 0 分 場 所 神戸地方裁判所姫路支部競売係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 2 9 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～11	20,100,000 16,080,000	一括	4,020,000	939,209	201,256
1	660,000				
2	630,000				
3	16,320,000				
4	200,000				
5	290,000				
6	60,000				
7	520,000				
8	710,000				
9	450,000				
10	160,000				
11	100,000				
備考					



物 件 目 録

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 所 在 | 姫路市花田町高木字西中川原 |
| | 地 番 | 5 2 7 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 3 9. 6 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 姫路市花田町高木字西中川原 |
| | 地 番 | 5 2 8 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 1 9. 8 3 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 姫路市花田町高木字西中川原 5 2 8 番地、5 2 7 番地、
5 2 9 番地、5 3 7 番地、5 3 8 番地 1、5 3 9 番地
4 |
| | 家屋 番号 | 5 2 8 番 |
| | 種 類 | 工場 |
| | 構 造 | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 7 9 8. 4 3 平方メートル |
| | (附属建物) | |
| | 符 号 | 1 |
| | 種 類 | 倉庫 |
| | 構 造 | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 1 0 5. 0 0 平方メートル |
| | 符 号 | 2 |



物 件 目 録

- | | |
|-------|-------------------|
| 種 類 | ボイラー室 |
| 構 造 | 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 |
| 床 面 積 | 17.16 平方メートル |
- 4 所 在 姫路市花田町高木字西中川原
- | | |
|-----|---------------|
| 地 番 | 529 番 |
| 地 目 | 宅地 |
| 地 積 | 132.23 平方メートル |
- 5 所 在 姫路市花田町高木字西中川原
- | | |
|-----|---------------|
| 地 番 | 535 番 2 |
| 地 目 | 宅地 |
| 地 積 | 187.63 平方メートル |
- 6 所 在 姫路市花田町高木字西中川原
- | | |
|-----|--------------|
| 地 番 | 535 番 3 |
| 地 目 | 宅地 |
| 地 積 | 42.00 平方メートル |
- 7 所 在 姫路市花田町高木字西中川原
- | | |
|-----|---------------|
| 地 番 | 536 番 |
| 地 目 | 宅地 |
| 地 積 | 340.49 平方メートル |



物 件 目 録

- 8 所 在 姫路市花田町高木字西中川原536番地、535番地
2
- 家屋 番号 536番
- 種 類 倉庫
- 構 造 鉄骨造スレートぶき平家建
- 床 面 積 203.40平方メートル
- 9 所 在 姫路市花田町高木字西中川原
- 地 番 537番
- 地 目 宅地
- 地 積 297.52平方メートル
- 10 所 在 姫路市花田町高木字西中川原
- 地 番 538番1
- 地 目 宅地
- 地 積 106.04平方メートル
- 11 所 在 姫路市花田町高木字西中川原
- 地 番 539番4
- 地 目 宅地
- 地 積 64.19平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 6月 4日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 西 眞庸夏

1 不動産の表示

【物件番号1～11】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～11】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3、8】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1、2、4～7、9～11】

隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 所 在 | 姫路市花田町高木字西中川原 |
| | 地 番 | 5 2 7 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 3 9. 6 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 姫路市花田町高木字西中川原 |
| | 地 番 | 5 2 8 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 1 9. 8 3 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 姫路市花田町高木字西中川原 5 2 8 番地、5 2 7 番地、
5 2 9 番地、5 3 7 番地、5 3 8 番地 1、5 3 9 番地
4 |
| | 家屋 番号 | 5 2 8 番 |
| | 種 類 | 工場 |
| | 構 造 | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 7 9 8. 4 3 平方メートル |
| | (附属建物) | |
| | 符 号 | 1 |
| | 種 類 | 倉庫 |
| | 構 造 | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 1 0 5. 0 0 平方メートル |
| | 符 号 | 2 |



物 件 目 録

種 類	ボイラー室
構 造	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積	17.16 平方メートル
4 所 在	姫路市花田町高木字西中川原
地 番	529 番
地 目	宅地
地 積	132.23 平方メートル
5 所 在	姫路市花田町高木字西中川原
地 番	535 番 2
地 目	宅地
地 積	187.63 平方メートル
6 所 在	姫路市花田町高木字西中川原
地 番	535 番 3
地 目	宅地
地 積	42.00 平方メートル
7 所 在	姫路市花田町高木字西中川原
地 番	536 番
地 目	宅地
地 積	340.49 平方メートル



11

物 件 目 録

- 8 所 在 姫路市花田町高木字西中川原 5 3 6 番地、5 3 5 番地
2
- 家屋 番号 5 3 6 番
- 種 類 倉庫
- 構 造 鉄骨造スレートぶき平家建
- 床 面 積 2 0 3 . 4 0 平方メートル
- 9 所 在 姫路市花田町高木字西中川原
- 地 番 5 3 7 番
- 地 目 宅地
- 地 積 2 9 7 . 5 2 平方メートル
- 1 0 所 在 姫路市花田町高木字西中川原
- 地 番 5 3 8 番 1
- 地 目 宅地
- 地 積 1 0 6 . 0 4 平方メートル
- 1 1 所 在 姫路市花田町高木字西中川原
- 地 番 5 3 9 番 4
- 地 目 宅地
- 地 積 6 4 . 1 9 平方メートル



令和8年(ケ)第 2号
令和8年 3月 9日受理
令和8年 4月 2日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所姫路支部

執行官 吉田 誠之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|--------|-----|--|
| 1 | 所 | 在 | 姫路市花田町高木字西中川原 |
| | 地 | 番 | 5 2 7 番 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 4 3 9. 6 6 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 姫路市花田町高木字西中川原 |
| | 地 | 番 | 5 2 8 番 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 4 1 9. 8 3 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 姫路市花田町高木字西中川原 5 2 8 番地、5 2 7 番地、
5 2 9 番地、5 3 7 番地、5 3 8 番地 1、5 3 9 番地
4 |
| | 家屋 | 番号 | 5 2 8 番 |
| | 種 | 類 | 工場 |
| | 構 | 造 | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 | 面 積 | 7 9 8. 4 3 平方メートル |
| | (附属建物) | | |
| | 符 | 号 | 1 |
| | 種 | 類 | 倉庫 |
| | 構 | 造 | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 | 面 積 | 1 0 5. 0 0 平方メートル |
| | 符 | 号 | 2 |

物 件 目 録

種 類	ボイラー室
構 造	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積	17.16 平方メートル
4 所 在 地 地 目 地 積	姫路市花田町高木字西中川原 529 番 宅地 132.23 平方メートル
5 所 在 地 地 目 地 積	姫路市花田町高木字西中川原 535 番 2 宅地 187.63 平方メートル
6 所 在 地 地 目 地 積	姫路市花田町高木字西中川原 535 番 3 宅地 42.00 平方メートル
7 所 在 地 地 目 地 積	姫路市花田町高木字西中川原 536 番 宅地 340.49 平方メートル

物 件 目 録

8	所 在	姫路市花田町高木字西中川原 5 3 6 番地、5 3 5 番地 2
	家屋 番号	5 3 6 番
	種 類	倉庫
	構 造	鉄骨造スレートぶき平家建
	床 面 積	2 0 3. 4 0 平方メートル
9	所 在	姫路市花田町高木字西中川原
	地 番	5 3 7 番
	地 目	宅地
	地 積	2 9 7. 5 2 平方メートル
1 0	所 在	姫路市花田町高木字西中川原
	地 番	5 3 8 番 1
	地 目	宅地
	地 積	1 0 6. 0 4 平方メートル
1 1	所 在	姫路市花田町高木字西中川原
	地 番	5 3 9 番 4
	地 目	宅地
	地 積	6 4. 1 9 平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり														
住居表示	(姫路市花田町高木527番地、528番地)														
土地	物件 1、2、4～7、9～11														
現況地目	■宅地 (物件1、2、4～7、9～11)														
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐														
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地に下記及び5枚目記載の建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり														
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)														
その他の事項	「その他の事項」のとおり														
建物	物件 3														
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積: 階 約㎡ 階 約㎡														
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>種類:</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>構造:</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>床面積:</td> </tr> </table>			{	種類:	{	構造:	{	床面積:						
{	種類:														
{	構造:														
{	床面積:														
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を工場・倉庫・ボイラー室 (空き工場・倉庫・ボイラー室) として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり														
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)														
その他の事項	「その他の事項」のとおり														
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>平成</td> <td>年 () 第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td>保管開始日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>			[	地方裁判所	支部	平成	年 () 第	号	[	保管開始日	平成	年	月	日
[	地方裁判所	支部	平成	年 () 第	号										
[	保管開始日	平成	年	月	日										
土地建物の位置関係	☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり														

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(姫路市花田町高木527番地、528番地)		
土地	物件		
現況地目	☐宅地(物件) ☐公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐公図のとおり ☐地積測量図のとおり ☐建物図面(各階平面図)のとおり ☐土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☐土地所有者 ☐その他の者 上記の者が本土地に下記建物を所有し、占有している ☐「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☐ない ☐ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件 8		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積: 階 約㎡ 階 約㎡		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を倉庫(空き倉庫)として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■ 本件不動産の状況等

1 表札等の表示

本件不動産に看板等による表示はない。

2 物件1、2、4～7、9～11の土地の状況等

- (1) 物件1、2、4～7、9～11の土地の状況は、以下に記載の状況のほか添付図面及び添付写真のとおり、物件1、2、4、9～11の土地が一体として物件3の建物の敷地となっており、物件5、7の土地が一体として物件8の建物の敷地となっていると思われるところ、土地全体が物件3、8の工場・倉庫の敷地として利用されている。
- (2) 土地の周辺には境界標識等は見受けられず隣接地との境界は不分明であるが、境界と思われる敷地の外周付近にはフェンスや鋼板壁が設置されている。建物図面、土地の状況に基づき一部を概測したところによれば、土地の形状はおおよそ、建物図面のとおりであり、地積についてはおおよそ公簿のとおりであるものと推測されるが、地積及び周辺隣接地との境界については、隣接土地所有者の立会の下、専門家による測量等により確定する必要がある。
- (3) 物件3の建物の主である建物の北側に井戸がある。
敷地の西端である物件4の土地に、高圧変電設備（キュービクル）がある。

3 物件3の建物の状況等

- (1) 物件3の建物の状況は、以下に記載の状況のほか添付図面及び添付写真のとおり、皮革製造工場として使用されていた工場・倉庫である。
附属建物符号1については、出入口が電動シャッターのみであるところ、シャッターが閉じられており、電気が通じていないため建物内に立ち入ることができなかった。
- (2) 占有状況は、立入調査をした結果、4枚目記載のとおりであり、その他に第三者による占有を示すものは認められなかった。
所有者会社がリースしていた、ばんしんリース株式会社所有の以下の機械及び機械に付随する装置類が、主である建物内に残っている。
 - ・スプリットマシン 1台
 - ・フレッシュングマシン 1式
 - ・鞣し太鼓 8台
 買受人は、ばんしんリース株式会社とリース物件について協議する必要がある。

- (3) 建物の状態は、雨漏り等は見受けられなかった。

主である建物内には上記(2)の機械が設置されており、添付写真のとおりフレッシュングマシンはコンクリートの台（デッキ）上に設置され、8台の鞣し太鼓はいずれもコンクリートの台（デッキ）に設置されている。これらのコンクリートの台（デッキ）は、物件3の建物の構成物と認めた。

4 物件8の建物の状況等

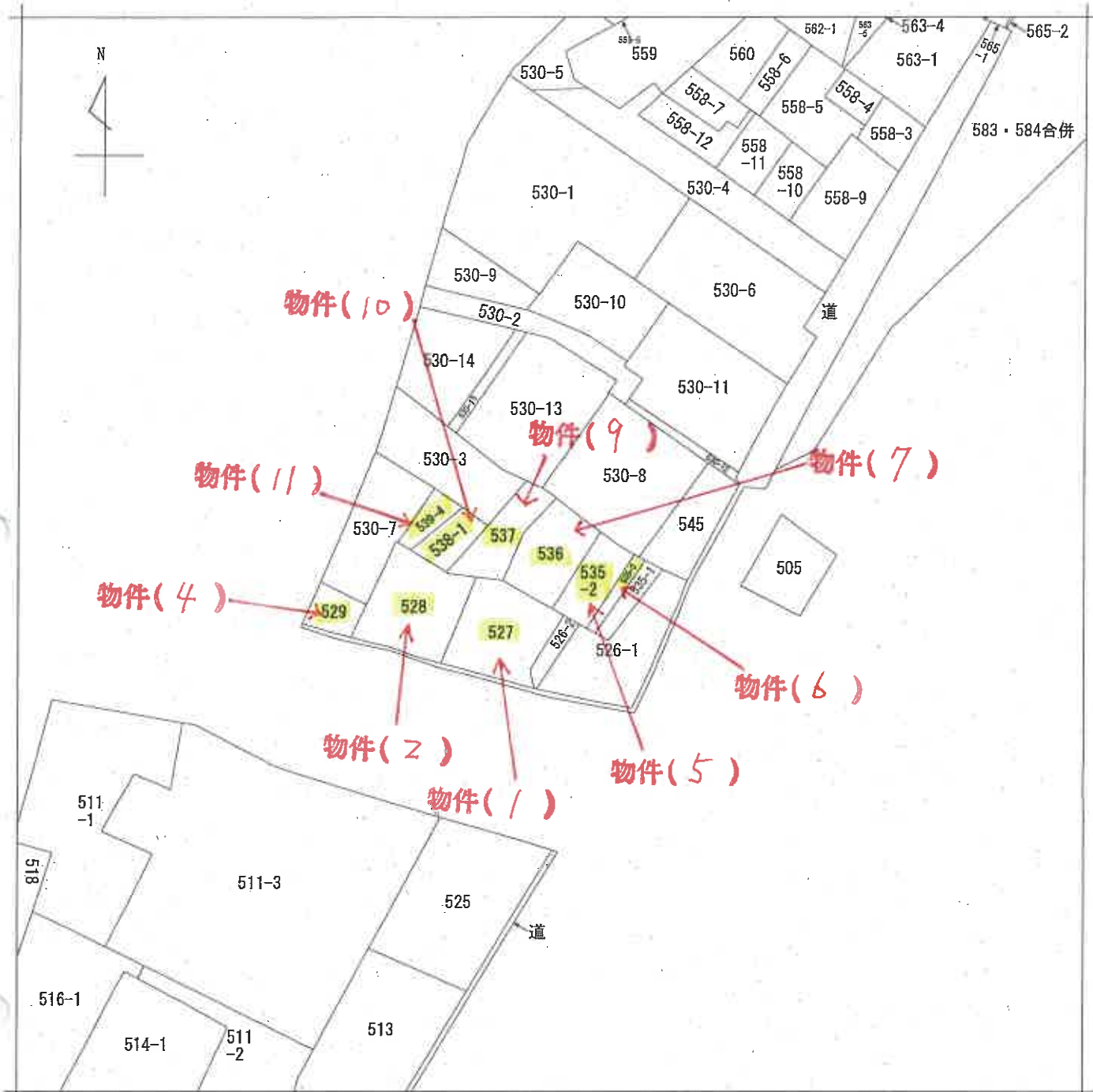
- (1) 物件8の建物の状況は、以下に記載の状況のほか添付図面及び添付写真のとおり、皮革製造工場として使用されていた倉庫である。
- (2) 占有状況は、立入調査をした結果、5枚目記載のとおりであり、その他に第三者による占有を示すものは認められなかった。
- (3) 建物の状態は、入口シャッターの破損や壁の破損、天井の穴の簡易な補修箇所が見受けられ、建物は昭和56年築の建物であり老朽化が認められた。

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等(要旨)
■弁護士A (債務者会社破産管財人)	1 本件不動産は破産財団から放棄されるまでは占有者はいませんが、建物内には、ばんしんリース株式会社が所有する機械が残っており、ばんしんリース株式会社は第三者に機械を貸していると聞いています。現在、第三者が本件不動産を占有しているかどうかは分かりません。
■ばんしんリース株式会社担当者	1 本件不動産に当社が所有者会社にリースしていた機械が残っていますが、現在は第三者にリースしています。ただし、第三者は本件不動産を占有していません。 2 当社にリース物件の資料がありますので、資料の写しをお渡しできます。 3 買受人が決まった場合、当社のリース物件について買受人と協議をしたいと思います。 売却実施処分が決まりましたら、当社宛に通知をお願いします。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年3月9日(月) 13:26-14:15	神戸地方法務局 姫路支局	公図等閲覧、登記事項証明書交付申請
8年3月9日(月) 15:05-15:09	電話照会	債務者会社破産管財人から占有状況聴取
8年3月9日(月) 17:25-17:35	電話照会	ばんしんリース株式会社担当者からリース物件について聴取
8年3月11日(水) 13:34-13:52	物件所在地	物件確認・物件調査、写真撮影
8年3月24日(火) 11:33-11:39	ばんしんリース株式会社	リース物件資料の写し受領
8年3月24日(火) 13:00-13:57	物件所在地	物件調査、立入調査、写真撮影、評価人と同行
8年3月30日(月) 9:45-9:50	神戸地方法務局 姫路支局	履歴事項証明書交付申請
(特記事項) ☐ 令和 8年 月 日 本日まで居住者からの連絡はなく、目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 8年 3月24日 目的物件は施錠されていたので、立会人 B を立ち合わせ、技術者に解錠させて敷地内に立ち入った。 ☐ 令和 8年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



A B 花田町高木
花田町高木

請求部	所在	姫路市花田町高木字西中川原				地番	536番			
出力縮	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備考年月日(原図)			補記事項		

本図面は A3 版を A4 版に縮小したものである。

登記年月日：令和1年11月12日

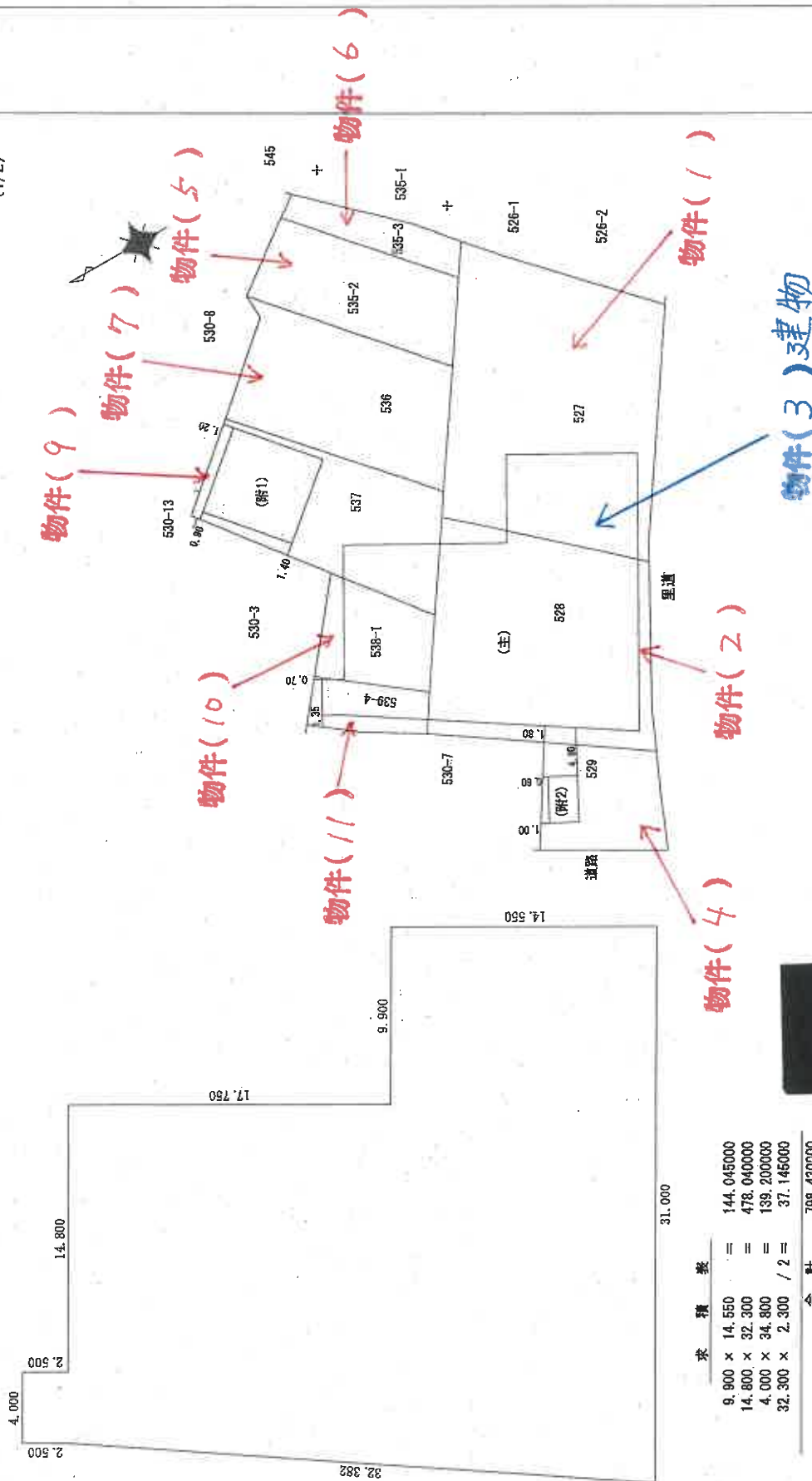
各 階 平 面 図 建 物 図 面

家 屋 番 号 528番

建物の所在 姫路市花田町高木字西中川原528番地、527番地、529番地、537番地、538番地1、539番地4

主たる建物

(1/2)



求 積 表	
$9,900 \times 14,550$	$= 144,045,000$
$14,800 \times 32,300$	$= 478,040,000$
$4,000 \times 34,800$	$= 139,200,000$
$32,300 \times 2,300 / 2$	$= 37,145,000$
合 計	798,430,000
床面積	798.43 m ²

物件(3)建物

物件(2)

物件(4)

物件(6)

物件(5)

物件(7)

物件(9)

物件(10)

物件(11)

作 製 者

申 請 人

縮 尺 500

(令和 1 年 10 月 31 日作製)

縮 尺 250

本図面は A3 版を A4 版に縮小したものである

《10枚目》

各階平面図

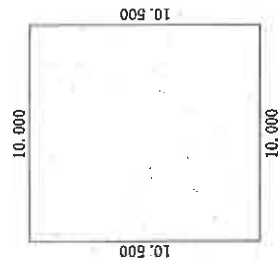
528番

建物図面

建築物の所在
姫路市花田町高木字西中川原528番地、527番地、529番地、537番地、538番地、539番地4

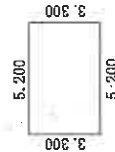
(2/2)

附属建物符号1



求積表	
10.000×10.500	$= 105.000000$
合計	105.000000
床面積	105.00 m ²

附属建物符号2



求積表	
5.200×3.300	$= 17.160000$
合計	17.160000
床面積	17.16 m ²

作製者

縮尺

申請人

縮尺

1/250

(令和1年10月31日作製)

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

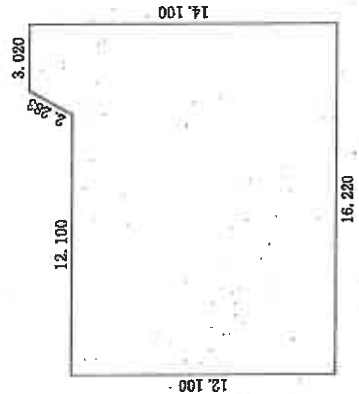
(1/枚目)

登記年月日：平成31年4月22日

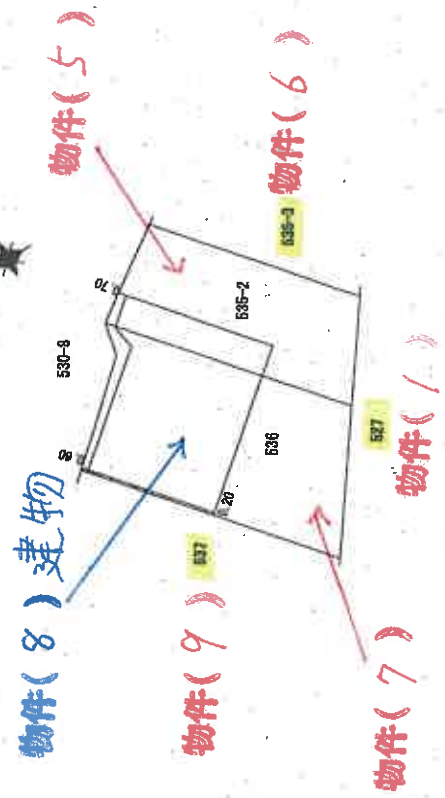
各階平面図

建物図面

家屋番号	536番
建物の所在	姫路市花田町高木字西中川原536番地、535番地2



求積表	
$3,020 \times 14,100$	$=42,582000$
$(14,100 + 12,100) \times 1,100 / 2$	$=14,410000$
$12,100 \times 12,100$	$=46,410000$
合計	203,402000
床面積	203.40 m ²



作製者	申請人	縮尺 250	縮尺 500
-----	-----	--------	--------

(平成 31 年 4 月 18 日作製)

本図面は A3 版を A4 版に縮小したものである

前処理場



530-14

530-13

530-3
隣接地

539-4
⑪

538-1
⑩

530-8
隣接地

530-7
隣接地

附属建物
No. 1

市道(約5.4m)

No. 2

529
④

③
主たる建物

537
⑨

⑧

511-1
隣接地

528
②

536
⑦

535-2
⑤

535-3
⑥

527
①

511-3
隣接地

道(約4.5m)路
(法42条1項3号道路)

※丸数字は物件番号を示す。

川

川

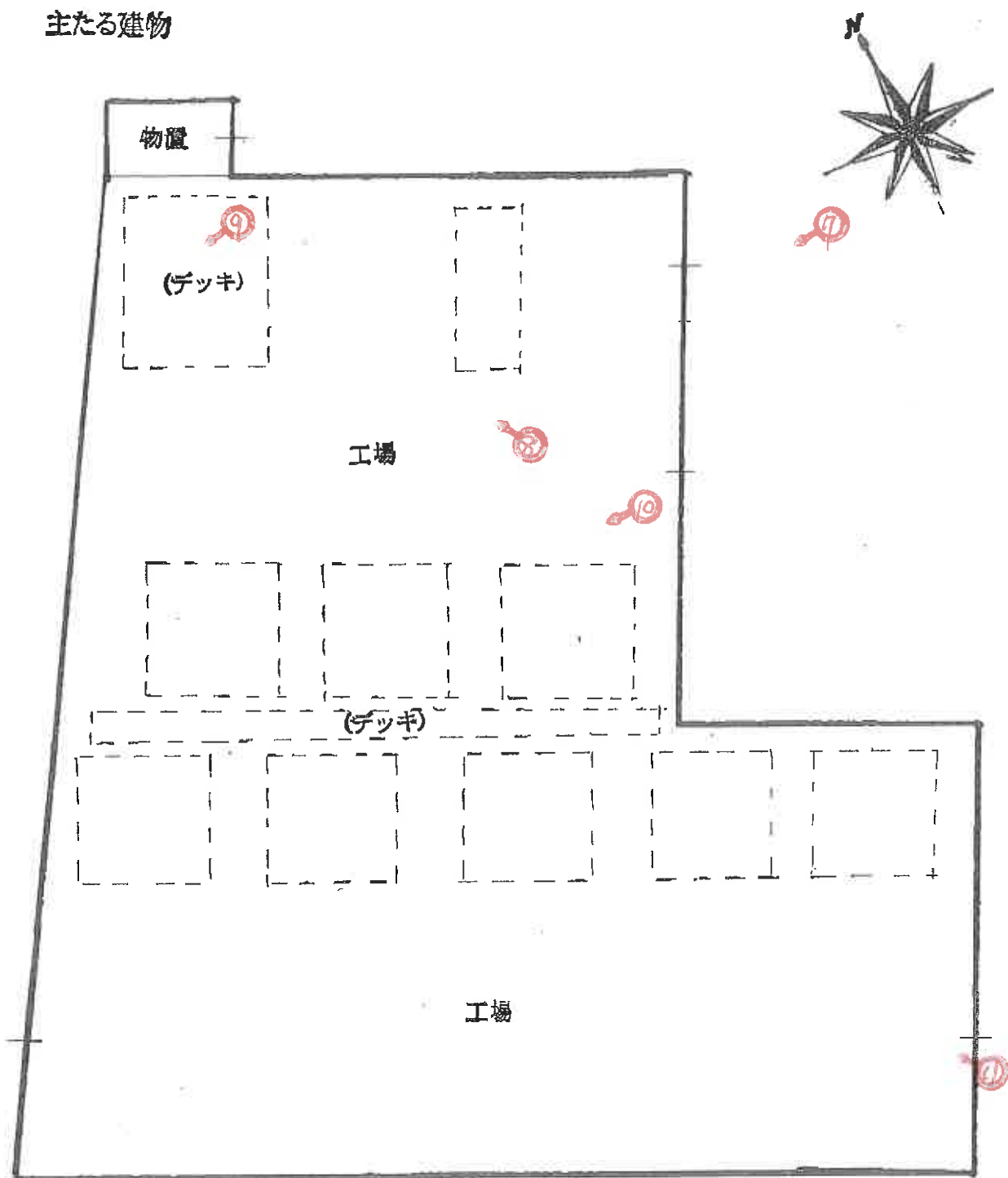
現況見取図

(←○は写真撮影位置および方向)

(13枚目)

物件 3

主たる建物



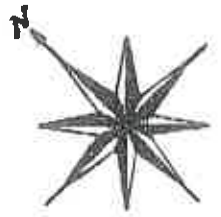
建物間取図

(←○は写真撮影位置および方向)

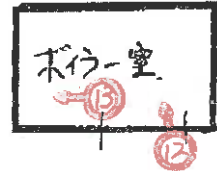
(1/4 枚目)

物件 3 附属建物

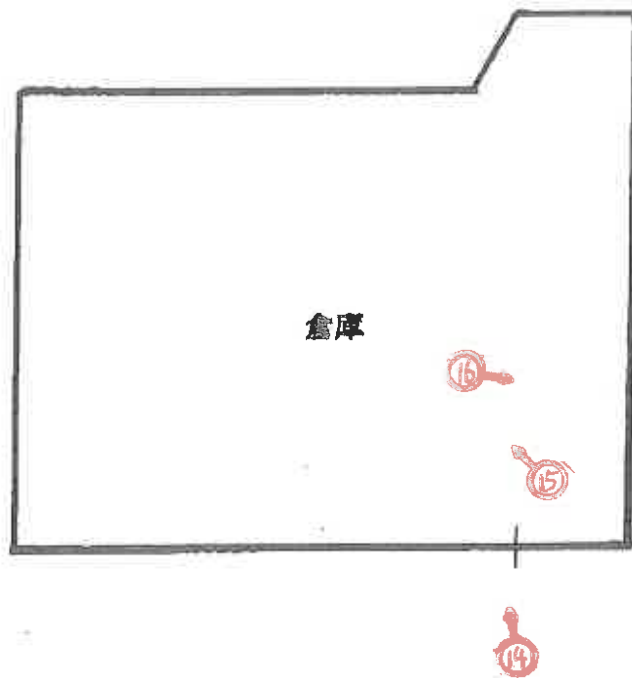
符号 1



符号 2



物件 8



建物間取図

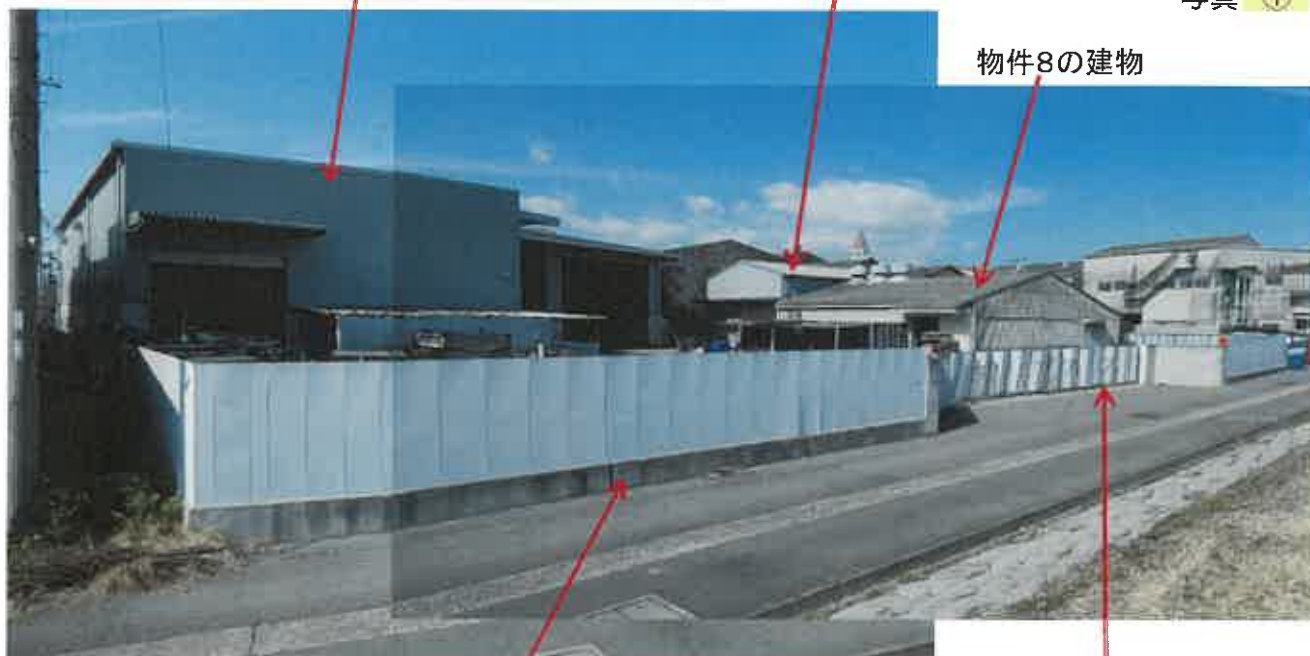
(←○は写真撮影位置および方向)

(15 枚目)

物件3の建物
主である建物

物件3の建物
附属建物符号1

写真 ①



物件8の建物

物件1の土地

物件6の土地

物件3の建物
附属建物符号2

写真 ②



物件3の建物
主である建物

物件4の土地

物件3の建物 主である建物

写真 ③



物件1の土地

物件7の土地

物件3の建物
主である建物

物件3の建物
附属建物符号1

写真 ④



物件8の建物

物件7の土地

井戸

物件9の土地



写真 ⑤

物件3の建物
附属建物符号2

物件4の土地

物件3の建物
附属建物符号1



写真 ⑥

物件8の建物

物件5の土地

物件7の土地



リース物件である鞆し太鼓

写真 ⑦

リース物件
であるスプリット
マシン



写真 ⑧

リース物件である
スプリットマシン

デッキ



写真 ⑨

デッキ上の
リース物件である
フレッシュマシン



写真 ⑩

リース物件である鞆し太鼓



写真 ⑪

リース物件である鞆し太鼓

附属建物符号2の状況

写真 ⑫



写真 ⑬



写真 ⑭

物件8の建物の状況

入口シャッターの破損部分



写真 ⑮



写真 ⑯

壁の破損



写真 ⑰

高圧変電設備

物件4の土地

令和 8 年 (ケ) 第 2 号
令和 8 年 3 月 24 日 現地調査
令和 8 年 4 月 3 日 評価

神戸地方裁判所
姫路支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

三浦一彰

第1 評価額

一 括 価 格	
金20,100,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金660,000円
物件2（土地）	金630,000円
物件3（建物）	金16,320,000円
物件4（土地）	金200,000円
物件5（土地）	金290,000円
物件6（土地）	金60,000円
物件7（土地）	金520,000円
物件8（建物）	金710,000円
物件9（土地）	金450,000円
物件10（土地）	金160,000円
物件11（土地）	金100,000円

- 1 一括価格は、物件1～11の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1・2・4～7・9～11の内訳価格は物件3・8のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3・8の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

＜ 以 下 余 白 ＞

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1・2・ 4～7・ 9～11	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	
3・8	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	
	特 記 事 項		
	● 特にない		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1・2・4～7・9～11)

位 置 ・ 交 通	J R 線 姫路駅の 北東方 約4 k m (道路距離) (附属資料位置図参照)	
付 近 の 状 況	姫路市役所の北東方約4.5km (直線距離)、市川右岸の花田町高木地区に位置する。姫路の地場産業である皮革関連の中小工場、倉庫、一般住宅のほか、下水前処理場が見られる地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 工業地域 60 % 200 % 防火指定なし 河川保全区域(市川河川区域より20m以内の範囲)
画 地 条 件	規模 2,029.59m ² の 不整形地 (登記数量) 間口×奥行 約14m×約64m	
接 面 道 路 の 状 況	西側 約5.4m市道 東側 約4.5m道路 (建築基準法42条1項3号)	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1・2・4～7・9～11は物件3・8建物の敷地	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 なし 下 水 道 あり (注)供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土 壌 汚 染 等	現況は皮革工場の敷地であり、土壤汚染リスクは存在するが、汚染の有無とその程度は専門調査機関による土壤汚染調査を行わないと確定できない。	
特 記 事 項 (その1)	・ 本件土地南側に里道が存するが建築基準法上の道路ではない。 ・ 姫路市役所における聴聞では、下水道は工業用(皮革)には過去に接続していたが、一般用は未接続である。 一般用に接続するためには所定の費用・工事等を要すると思われるので注意を要する。なお、物件3主たる建物内に工業用水として利用されていた井戸がある。	

特 記 事 項 (そ の 2)	・ 本件土地へは、もっぱら東側道路を通じてアクセスしている。当該道路の通行権原については判然としないので留意する必要がある。西側市道には通用門が設けられているが、あまり利用された形跡がなかった。同市道は対象地付近は前処理場整備時に拡幅されたと推測されるが、南方で狭隘部があり、大型車の乗り入れには難があったものと推測される。 ・ 物件4地上に高圧変電施設が残置している。PCB含有の可能性等については専門調査機関による調査分析を要する。 ・ 兵庫県CGハザードマップによれば、本件土地周辺の洪水によって想定される浸水深（計画規模）は「0.5～3.0m未満の区域」、家屋倒壊等氾濫区域（氾濫流、河岸浸食）に色分けされている。
------------------------------	---

< 以下余白 >

2 建物の概況及び利用状況等 (物件 3)

区 分	主である建物 (附属建物は「特記事項」に記載)
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日 (登記記載) 令和1年9月30日 新築 経過年数 7 年程度 経済的残存耐用年数 28 年程度
仕 様	構 造 : 鉄骨造 屋 根 : 合金メッキ鋼板ぶき 外 壁 : スレート・金属折板等 内 壁 : ----- 天 井 : ----- 床 : コンクリート打放し等 設 備 : 電気設備・コンクリート構造物等 そ の 他 : 特にない
床面積(現況)	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途: 工場 間取り: 附属資料建物間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特記事項 (その1)	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト等を含有する吹付け材、貼付け材等が使用されている可能性は低い、成形板等にアスベスト等が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・附属設備等については、現場でその存在を確認したのみで、これらの品質を保証したり、正常に機能すると保証するものではない。また、本物件に設置されている機器、設備等に関するPCB、アスベスト等の含有の可能性等については専門調査機関による調査分析を要する。

特 記 事 項 (そ の 2)	・天井高（約7m程度）のある建物であるが、東側の一部開口部のシャッターは見当たらなかった。また、金属腐食を疑わせるサビ等も見受けられ経年以上の劣化の可能性がある。建物に係る観察減価において、これらのほか設備型式の旧式化、汎用性の程度等の機能的要因等を考慮する。 ・主たる建物内は現所有者会社がリースしていた以下の機械及び機械に付随する装置類が存在する。買受人はリース会社とリース物件について協議する必要がある。（現況調査報告書参照） ・スプリットマシン1台 ・フレッシュングマシン1台 ・鞆し太鼓8台 ・フレッシュングマシン及び鞆し太鼓はいずれもコンクリート台（デッキ）上に設置されており、これらのコンクリート台（デッキ）は物件3建物の構成物と認めた。 ・附属建物1は出入口の電動シャッターが閉じられており、電気が通じていないため建物内に立ち入ることができなかった。 ・附属建物2はボイラー室で仕様・品等は標準で、保守管理の状態は普通である。
------------------------------	--

< 以下余白 >

2 建物の概況及び利用状況等 (物件 8)

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日 (登記記載) 昭和56年月日不詳 新築 経過年数 45 年程度 経済的残存耐用年数 既に耐用年数を徒過している。
仕 様	構 造 : 鉄骨造 屋 根 : スレートぶき 外 壁 : スレート等 内 壁 : 塗壁・クロス等 天 井 : 板・ボード等 床 : タタミ・化粧合板等 設 備 : 特にない そ の 他 : 特にない
床面積(現況)	目的物件記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途 : 倉庫 間 取 り : 附属資料建物間取図のとおり
品 等	やや劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・本件建物入口のシャッターの破損や壁の破損、天井の穴の簡易な補修箇所が認められた。建物に係る観察減価において、これらのほか間取り・経年に伴う使用資材等の陳腐化、設備型式の旧式化等の機能的要因等を考慮する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1・2・4～7・9～11）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格(円) ア×イ×ウ×エ
1	15,000	0.60	439.66	0.80	3,170,000
2	15,000	0.60	419.83	0.80	3,020,000
4	15,000	0.60	132.23	0.80	950,000
5	15,000	0.60	187.63	0.80	1,350,000
6	15,000	0.60	42.00	0.80	300,000
7	15,000	0.60	340.49	0.80	2,450,000
9	15,000	0.60	297.52	0.80	2,140,000
10	15,000	0.60	106.04	0.80	760,000
11	15,000	0.60	64.19	0.80	460,000
(合計)	----	---	2,029.59	----	14,600,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 < 姫路（県）9-1 >

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $15,000 \times 100/100 \times 100/100 \times 100/100 = 15,000$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇ 標準化補正：不要（1.00）

◇ 地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/100 \times 100/100 \times 100/100 \times 100/100 = 100/100$

イ 個別格差：二方路、規模形状、河川保全区域、主要街路の系統等（0.60）

ウ 地 積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2) 建物価格 (物件3・8)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 の 価 格 (円) ア×イ×ウ
3 (主)	90,000	798.43	0.41	29,460,000
3 (附1)	70,000	105.00	0.41	3,010,000
3 (附2)	65,000	17.16	0.37	410,000
8	60,000	203.40	0.03	370,000
(合計)	-----	1,123.99	----	33,250,000

ウ 現価率

(物件3：主である建物)

経過年数 7年、 経済的残存耐用年数 28年、 経済的全耐用年数 35年、 残価率 5% の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times (\text{経済的残存耐用年数} / \text{経済的全耐用年数}) \} \times (1 - \text{観察減価} 0.50) \quad \rightleftharpoons \quad 0.41$$

(物件3：付属建物符号1)

経過年数 7年、 経済的残存耐用年数 28年、 経済的全耐用年数 35年、 残価率 5% の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times (\text{経済的残存耐用年数} / \text{経済的全耐用年数}) \} \times (1 - \text{観察減価} 0.50) \quad \rightleftharpoons \quad 0.41$$

(物件3：付属建物符号2)

経過年数 7年、 経済的残存耐用年数 18年、 経済的全耐用年数 25年、 残価率 5% の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times (\text{経済的残存耐用年数} / \text{経済的全耐用年数}) \} \times (1 - \text{観察減価} 0.50) \quad \rightleftharpoons \quad 0.37$$

(物件8)

対象建物は既に経済的全耐用年数を満了しており、観察減価を考慮のうえ、その経済価値は残価率(3%)程度と判定される。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建 付 地 価 格(円) ア	※	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	3, 170, 000	82%	0. 50	法定地上権	1, 300, 000 A
		18%	0. 50	法定地上権	290, 000 B
	(小計)				1, 590, 000
2	3, 020, 000	82%	0. 50	法定地上権	1, 240, 000 A
		18%	0. 50	法定地上権	270, 000 B
	(小計)				1, 510, 000
4	950, 000	82%	0. 50	法定地上権	390, 000 A
		18%	0. 50	法定地上権	90, 000 B
	(小計)				480, 000
5	1, 350, 000	82%	0. 50	法定地上権	550, 000 A
		18%	0. 50	法定地上権	120, 000 B
	(小計)				670, 000
6	300, 000	82%	0. 50	法定地上権	120, 000 A
		18%	0. 50	法定地上権	30, 000 B
	(小計)				150, 000
7	2, 450, 000	82%	0. 50	法定地上権	1, 000, 000 A
		18%	0. 50	法定地上権	220, 000 B
	(小計)				1, 220, 000
9	2, 140, 000	82%	0. 50	法定地上権	880, 000 A
		18%	0. 50	法定地上権	190, 000 B
	(小計)				1, 070, 000
10	760, 000	82%	0. 50	法定地上権	310, 000 A
		18%	0. 50	法定地上権	70, 000 B
	(小計)				380, 000
11	460, 000	82%	0. 50	法定地上権	190, 000 A
		18%	0. 50	法定地上権	40, 000 B
	(小計)				230, 000
< 合 計 >					7, 300, 000

※土地利用権等価格の配分については物件3建物:A、物件8建物:Bの建築面積の比率により按分した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額(円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	3,170,000	-1,590,000		0.60	0.70	660,000
2	3,020,000	-1,510,000		0.60	0.70	630,000
3	32,880,000	+5,980,000	1.00	0.60	0.70	16,320,000
4	950,000	-480,000		0.60	0.70	200,000
5	1,350,000	-670,000		0.60	0.70	290,000
6	300,000	-150,000		0.60	0.70	60,000
7	2,450,000	-1,220,000		0.60	0.70	520,000
8	370,000	+1,320,000	1.00	0.60	0.70	710,000
9	2,140,000	-1,070,000		0.60	0.70	450,000
10	760,000	-380,000		0.60	0.70	160,000
11	460,000	-230,000		0.60	0.70	100,000
一 括 価 格 (合 計)						20,100,000

ウ 占有減価修正 : ±0% : 必要なし

エ 市場性修正 : ▲40% : 残置物（リース物件含む）の存在、PCB残置の可能性、取引市場の熟成の程度、土壌汚染の可能性等

オ 競売市場修正 : ▲30% : 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格等 < 姫路（県）9-1 >

所 在 : 姫路市花田町高木字西中川原530番3
価 格 : 15,000円/㎡
位 置 : JR線「姫路」駅より道路距離4000m
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 629㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 西側が幅員6m市道に接面
用 途 指 定 等 : 工業地域（建ぺい率60%, 容積率200%）
地 域 の 概 要 : 皮革工場を主体とし、住宅も見られる工業地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 :	2,926,816円
物件2 :	2,794,808円
物件3 :	56,693,603円
物件4 :	880,255円
物件5 :	1,249,052円
物件6 :	279,594円
物件7 :	2,266,641円
物件8 :	935,545円
物件9 :	1,980,590円
物件10 :	705,908円
物件11 :	427,312円

第7 附属資料

- 1 対象不動産及び地価公示地等の位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 現況見取図・建物間取図
- 5 現況写真

以上

物 件 目 録

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 所 在 | 姫路市花田町高木字西中川原 |
| | 地 番 | 5 2 7 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 3 9. 6 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 姫路市花田町高木字西中川原 |
| | 地 番 | 5 2 8 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 1 9. 8 3 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 姫路市花田町高木字西中川原 5 2 8 番地、5 2 7 番地、
5 2 9 番地、5 3 7 番地、5 3 8 番地 1、5 3 9 番地
4 |
| | 家屋 番号 | 5 2 8 番 |
| | 種 類 | 工場 |
| | 構 造 | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 7 9 8. 4 3 平方メートル |
| | (附属建物) | |
| | 符 号 | 1 |
| | 種 類 | 倉庫 |
| | 構 造 | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 1 0 5. 0 0 平方メートル |
| | 符 号 | 2 |

物 件 目 録

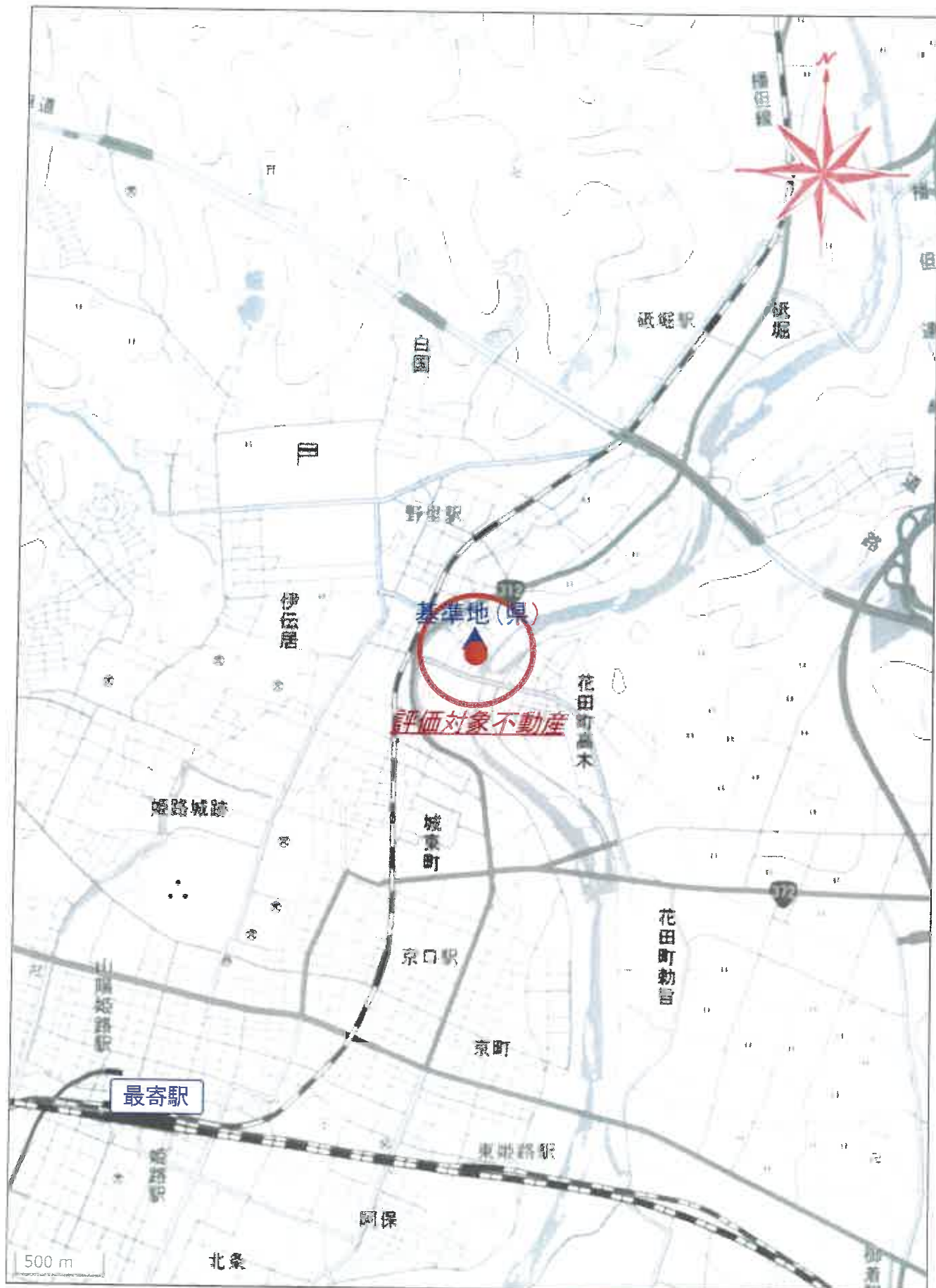
種	類	ボイラー室
構	造	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床	面	積 17.16 平方メートル
4	所	在 姫路市花田町高木字西中川原
	地	番 529 番
	地	目 宅地
	地	積 132.23 平方メートル
5	所	在 姫路市花田町高木字西中川原
	地	番 535 番 2
	地	目 宅地
	地	積 187.63 平方メートル
6	所	在 姫路市花田町高木字西中川原
	地	番 535 番 3
	地	目 宅地
	地	積 42.00 平方メートル
7	所	在 姫路市花田町高木字西中川原
	地	番 536 番
	地	目 宅地
	地	積 340.49 平方メートル

物 件 目 録

- | | | |
|-----|-------|--------------------------------------|
| 8 | 所 在 | 姫路市花田町高木字西中川原 5 3 6 番地、5 3 5 番地
2 |
| | 家屋 番号 | 5 3 6 番 |
| | 種 類 | 倉庫 |
| | 構 造 | 鉄骨造スレートぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 2 0 3 . 4 0 平方メートル |
| 9 | 所 在 | 姫路市花田町高木字西中川原 |
| | 地 番 | 5 3 7 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 9 7 . 5 2 平方メートル |
| 1 0 | 所 在 | 姫路市花田町高木字西中川原 |
| | 地 番 | 5 3 8 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 6 . 0 4 平方メートル |
| 1 1 | 所 在 | 姫路市花田町高木字西中川原 |
| | 地 番 | 5 3 9 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 4 . 1 9 平方メートル |

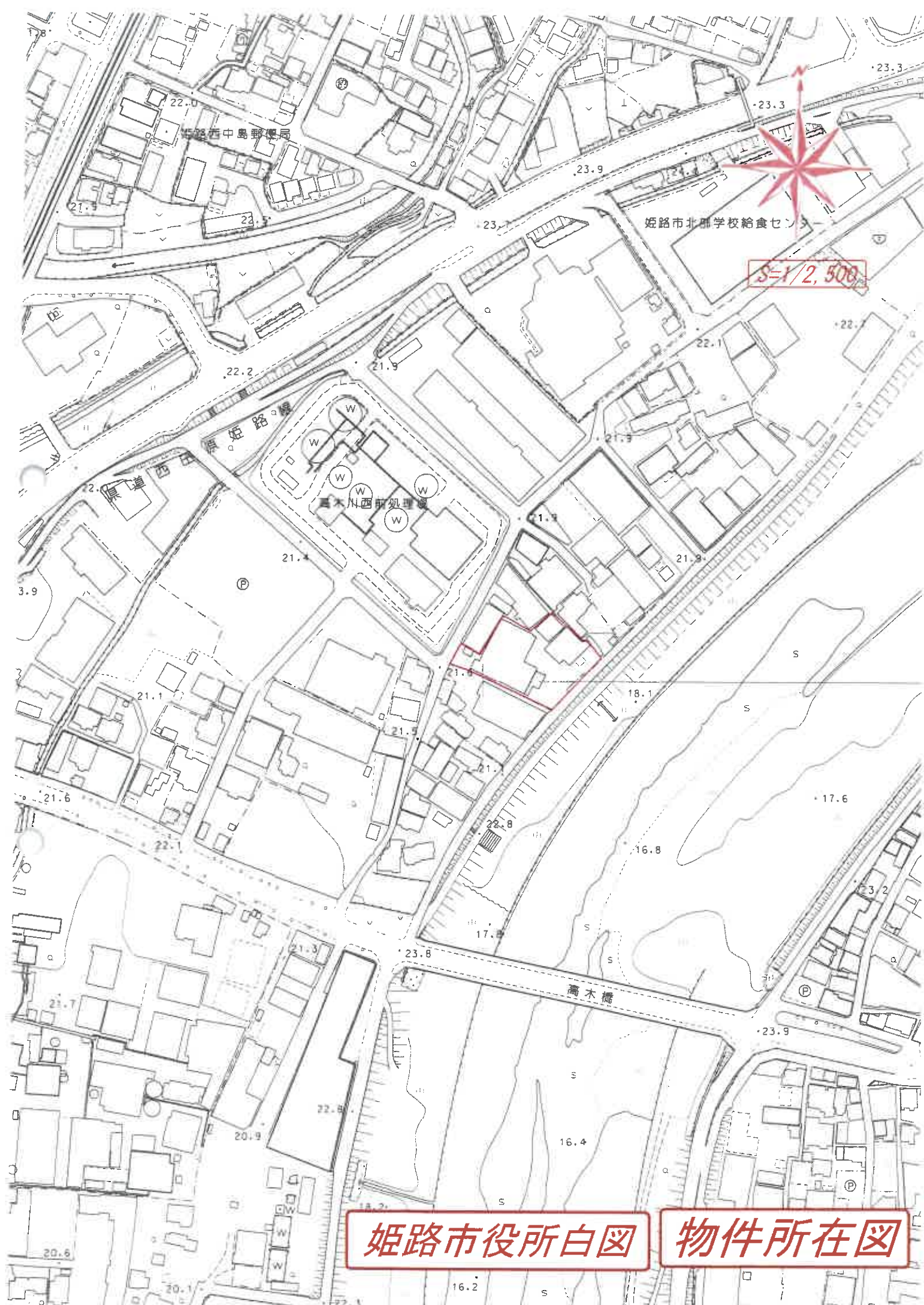
地理院地図

GSI Maps

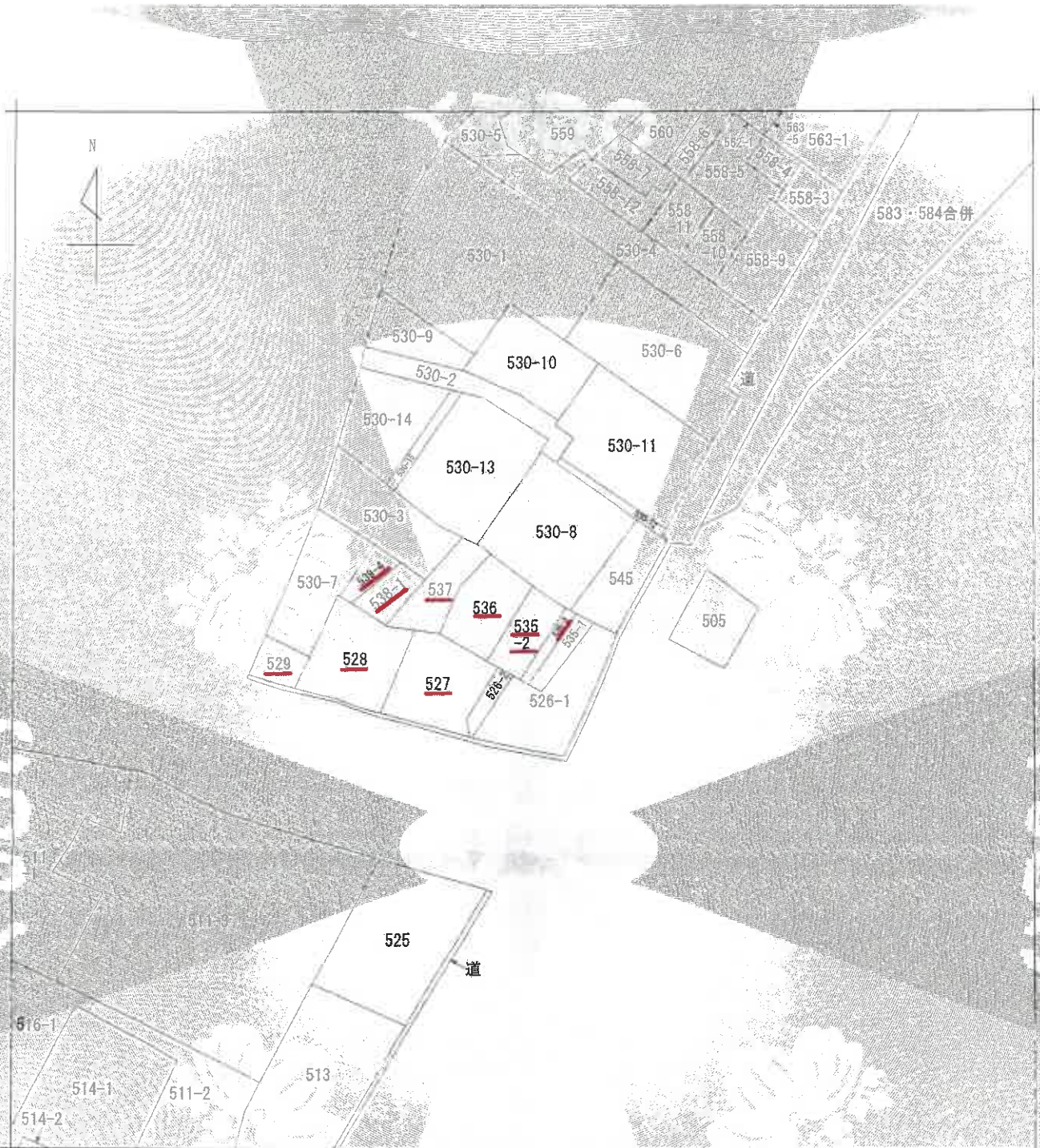


※国土地理院地図データを基に加筆・作成した。

所在位置略図



姫路市役所白図 物件所在図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 花田町高木

請求部	所在	姫路市花田町高木字西中川原				地番	535番2			
出力縮	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備考付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年12月12日
神戸地方務局姫路支局
登記官

請求番号：32-1
(1/1)

※A3をA4に縮小した。

公図写

これは図面に記録されている内容を証明した写真である

令和7年12月12日 神戸地方佐務局姫路支局

陈宗海

※A3をA4に縮小した

建物図面

請求番号: 32-3

海國圖志

(1/2)



31,000

求 費 表	9,900 × 14,350	144,045,000
	14,800 × 32,300	478,040,000
	4,000 × 34,800	139,200,000
	32,300 × 2,300 / 2	37,145,000
合 計		798,430,000
床面積		798.43 m ²

1991

500 櫛尺

250

登記年月日：令和1年11月12日

各階平面図

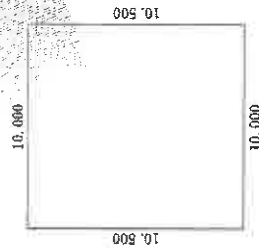
528番

建物図面

所在地
姫路市花田町高木字西中川原528番地、529番地、537番地、538番地、539番地4

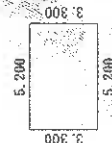
(2/2)

附属建物符号1



求積算	=	105.000000
10.000 × 10.500		
合計		105.000000
床面積		105.00 m

附属建物符号2



求積算	=	17.160000
5.200 × 3.300		
合計		17.160000
床面積		17.16 m

作製者

申請人

縮尺

縮尺

250

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年12月12日 神戸地方建設局建築課

建設局

※A3をA4に縮小した

建物図面

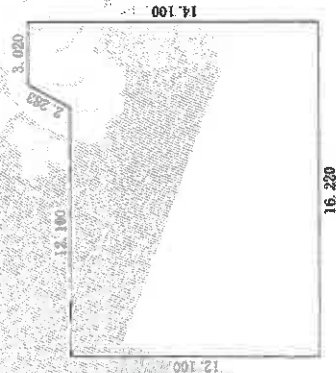
登記年月日：平成31年4月22日

各階平面図

建物図面

538番

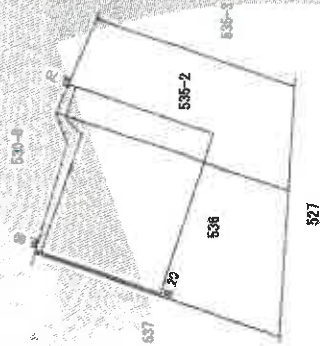
登記0所在
鹿野市花園町高木字西中川原538番地、535番地2



求積表

$3.020 \times 14.100 = 42.582000$
 $(14.100 + 12.100) \times 1.100 / 2 = 14.410000$
 $12.100 \times 12.100 = 146.410000$

合計 203.402000
面積積 203.402000



作製者

250

500

500

これは図面に記録されている内容を証明する書面である。
令和7年12月12日 神戸地方建設局税務支局

登記官

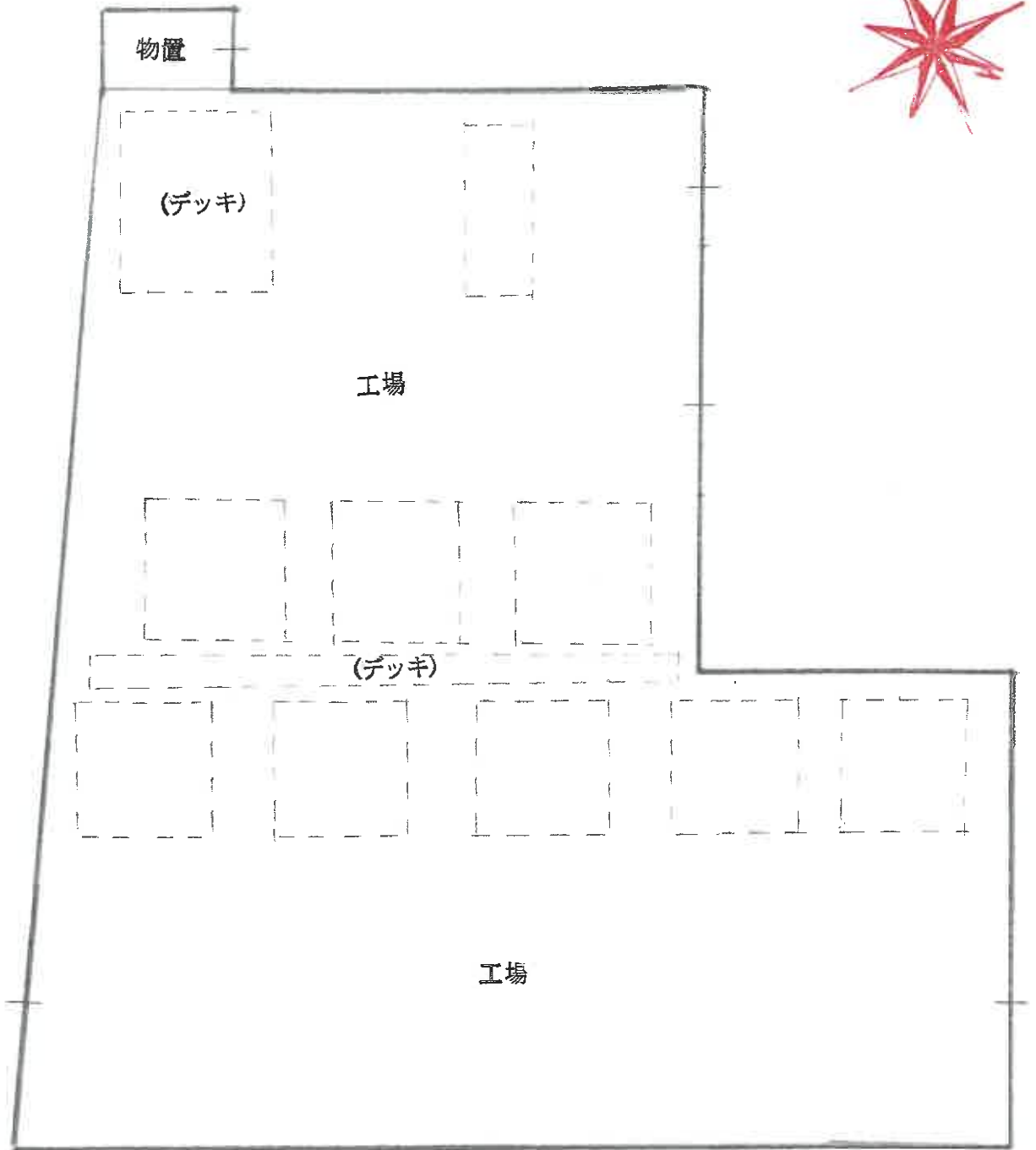
※A2をA4に縮小した
建物図面

請求番号：32-2



物件 3

主たる建物

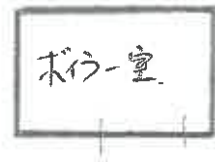


物件 3 附属建物

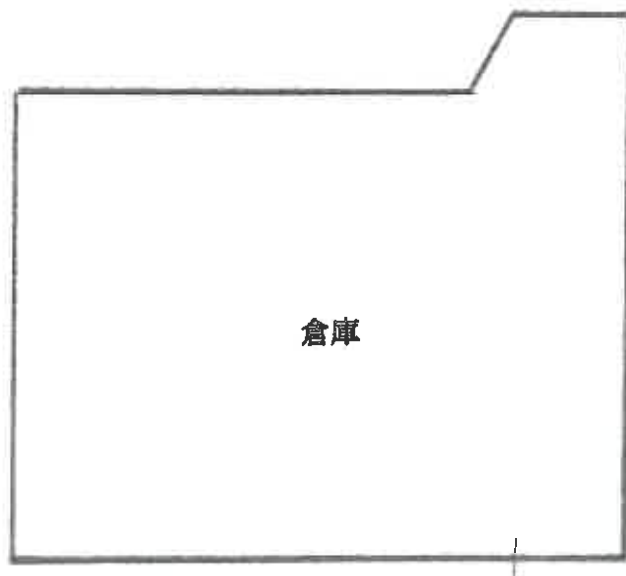
符号 1



符号 2



物件 8



写 真 ①



写 真 ②



写 真 ③



写 真 ④



写 真 ⑤



写 真 ⑥

